9　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　旧関税関係帳簿　旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第一項に規定する関税関係帳簿

二　新関税関係帳簿　新関税法第七条の九第一項に規定する特例輸入関税関係帳簿、新関税法第六十七条の八第一項に規定する特定輸出関税関係帳簿及び新関税法第九十四条第一項に規定する関税関係帳簿

三　旧関税関係書類　旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第二項に規定する関税関係書類

四　新関税関係書類　新関税法第七条の九第一項に規定する特例輸入関税関係書類、新関税法第六十七条の八第一項に規定する特定輸出関税関係書類及び新関税法第九十四条第一項に規定する関税関係書類

五　承認関税関係帳簿　前条ただし書に規定する規定（第二条及び第五条の規定を除く。次号から第八号までにおいて同じ。）の施行の際現に旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第一項又は第五条第一項のいずれかの承認を受けている旧関税関係帳簿

六　承認関税関係書類　前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第二項又は第五条第二項のいずれかの承認を受けている旧関税関係書類

七　承認スキャナ関税関係書類　前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する旧電子帳簿保存法第四条第三項の承認を受けている旧関税関係書類

八　承認電磁的記録　前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第五条第三項の承認を受けている旧関税関係帳簿及び旧関税関係書類に係る電磁的記録

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（とん税法の一部改正）

第五条　とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第九条の六（担保の種類及び提供の手続」を「第九条の十一（担保」に改める。

（関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　関税定率法等の一部を改正する法律（令和二年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中関税法第七条の九第二項の改正規定及び同法第六十七条の八第二項の改正規定を削る。

附則第一条第三号中「第七条の九第二項の改正規定、第六十七条の八第二項の改正規定及び」を削る。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第十三号

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十八年度から平成三十二年度まで」を「令和三年度から令和七年度まで」に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条　この法律において「経済・財政一体改革」とは、我が国経済の再生及び財政の健全化が相互に密接に関連していることを踏まえ、これらのための施策を一体的に実施する取組をいう。

第三条の見出し及び同条第一項中「平成二十八年度から平成三十二年度まで」を「令和三年度から令和七年度まで」に改める。

第四条中「平成三十二年度までの国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化」を「同項に定める期間が経過するまでの間、財政の健全化」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（次項において「旧法」という。）第三条第一項及び第二項並びに第四条の規定は、令和三年六月三十日までの間、なおその効力を有する。

2　旧法第三条第一項（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により発行した公債については、同条第四項の規定は、なおその効力を有する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉